

荷主関係団体 各位

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に係るお願いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、トラック運送事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 1 0 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している標準運送約款について、「標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 2 1 0 号）」により改正され、令和 6 年 6 月 1 日から施行されました。

この改正された「標準貨物自動車運送約款」について、トラック運送利用者（荷主）の皆様にお知らせする下記リーフレットを作成致しましたので、貴団体傘下の会員企業にご周知いただければ幸甚に存じます。

謹白

送付リーフレット

- ・改正された「標準貨物自動車運送約款」が施行されます 1 0 0 部

※追加部数につきましては、下記問い合わせ先に、ご連絡をいただけると幸いです。

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_yakkan.html